

教育訓練費

従業員に研修を受けさせたときには、
労務関係での助成金の申請があります。その入金は『雑収入』です。
税務関係では、税額控除で、税金の支払いを少しだけ、減額できます。

- 条件
- ① 対象は、資本金の額等が1億円以下の中小企業者又は農業協同組合等に限定される。
つまり、通常の中小企業は、該当することになる。
 - ② 労務費に占める教育訓練費の割合が100分の0.15以上の場合に適用を受けることができる。
100分の0.15とは、15/10000であり、つまり、労務費10,000円の中に、研修費15円以上が含まれていればいいのです。
従業員の労務費が10,000万円の企業ならば、15万円です。

労務費とは、所得税法28条1項に規定する給与等(使用人に支給するものに限る)、
法定福利費及び教育訓練費をいいます。
簡単に言えば、給与+社会保険料+教育訓練費です。
 - ③ 適用期間は、平成21年3月31日までに開始する事業年度です。

税額控除

教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた特別
税額控除割合(8-12%)を乗じた金額の特別税額控除ができる。
ただし、その事業年度の法人税額の20%相当額が限度とする。
なお、税額控除割合は、12%を限度とする。別に算式あり。省略します。
読んでも、よくわからないと思いますので、具体的な数字で見えます。



- 具体的
- 例①
- | | |
|-------|-------------|
| 教育訓練費 | 300,000円 |
| 労務費 | 80,000,000円 |
- 教育訓練費割合が0.25%以上の場合に該当します。
この場合の税額控除率は、12%です。
 $300,000円 \times 12\%$ で、最大36,000円の税額控除を受けることができます。
- 例②
- | | |
|-------|-------------|
| 教育訓練費 | 120,000円 |
| 労務費 | 80,000,000円 |
- 教育訓練費割合が0.15%の場合に該当します。
この場合の税額控除率は、8%です。
 $120,000円 \times 8\%$ で、最大9,600円の税額控除を受けることができます。
- 例③
- | | |
|-------|-------------|
| 教育訓練費 | 100,000円 |
| 労務費 | 80,000,000円 |
- 教育訓練費割合が0.15%以下の場合に該当します。
この場合の税額控除を受けることはできません。

節税

わざわざ、節税するためにするという程の制度ではありません。
1年が終わり、結果的に、計算すると、税金が少し、安くなりましたというレベルの
お話です。
それでも、結果して、税金が安くなるのなら、こんなうれしいことはありません。

なかがわ会計 1年間、『研修費』という勘定科目にて、『教育訓練費』に該当する金額の集計を
実行しています。